

平成27年 5月 1日

各 位

会社名 株式会社スターフライヤー
代表者名 代表取締役社長執行役員 松石 禎己
(コード番号：9206 東証第二部)
問合せ先 取締役執行役員 経営企画本部長 柴田 隆
TEL 093-555-4500

「内部統制システム構築の基本方針」改定に関するお知らせ

当社は、平成27年 5月 1日開催の取締役会において、下記のとおり「内部統制システム構築の基本方針」の改定を決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 改定の目的

平成27年 5月 1日施行の改正会社法および改正会社法施行規則に基づき、本方針を改定いたします。

2. 改定内容の要旨

- ①グループ内部統制に関する規定の充実、具体化
- ②監査役の体制強化に関する規定の充実、具体化

3. 改定後の「内部統制システム構築の基本方針」

改定後の「内部統制システム構築の基本方針」は、以下のとおりです。

(改定箇所は下線部分になります。)

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、「安全運航とともにコンプライアンス（法令はもとより、社内規程、企業倫理、社会規範に基づき良識をもって行動すること）を経営の基本とする」としたコンプライアンス規程の精神を役職員の行動の礎とする。
- (2) コンプライアンス委員会により、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、公正かつ適切な経営の実現に努める。

- (3) 経営者直属の内部監査部門である「監査部」は、内部管理体制の適正性・有効性を検証し、適時経営者へ報告を行う。また、「企業倫理ホットライン」(内部通報制度)を設け、その運用は、当社監査部が所管する。
- (4) 当社グループの役職員は、「企業倫理ホットライン」(内部通報制度)により、不正行為等について直接に当社監査部または外部弁護士に対して通報または相談を行うことができる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および社内規程の定めにより、適切に保存・管理する。情報漏洩・不正使用の防止および情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 企業活動の維持的発展の実現を阻害するリスクに対処するため、日常的にリスクを認識し、社内規程等に従い、損失の危機を回避・予防する。また、重大なリスクが顕在化したときは、被害を最小限に留めるための適切な措置を講ずる。
- (2) 当社グループは、「リスク管理規程」を制定し同規程においてリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 毎月1回開催する定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催することにより、重要な業務執行については、十分な審議を経て決定する。
- (2) 取締役会による決定を要しない一定の重要な事項については、経営会議(原則として毎週1回開催)において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (3) 取締役の意思決定に基づく職務執行の効率化を図るため、「組織規程」および「職務権限規程」により各部門長の業務分担・権限を明確にする。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」に従い、グループ各社の事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行わせるとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとする。
- (2) 当社グループは、「コンプライアンス規程」を制定し、業務の適正性を確保するため当社グループの全ての役職員に周知徹底する。
- (3) 当社コンプライアンス委員会は、当社グループを一体的に掌握し活動を行なう。
- (4) 当社は、当社グループにおける意思決定、指揮命令系統、権限その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- (5) 子会社の主要な取締役および監査役は当社の関連部門の職員および監査役が兼務していることから、子会社において重要な事象が発生した場合、当社は当該子会社の取締役会を通じて速やかに報告を受ける。

(6) 監査役および監査部は、当社グループを対象に監査役監査およびグループ内部監査を実施する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社グループの役職員は、事業運営において財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは、当社グループの社会的な信用の維持・向上に資することを常に認識し、財務報告に係る内部統制の整備・運用に取り組む。

(2) 取締役会及び監査役は、経営者の業務執行を監督する機関でもあることから、経営者による定期的報告を通じ、経営者による内部統制の整備・運用について監視・監督の責任を負う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人については、監査役会の求めにより独立性を確保した使用人を任命し、監査役会の指揮命令下に置くこととする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

(1) 取締役および執行役員は、取締役会、監査役会、その他監査役が出席する重要会議において、定期的にその業務の執行状況を報告することとする。

(2) 当社グループにおける重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要事実が発見された場合、所管部門は、直ちに監査役に報告を行なう。

(3) 監査役は、上記のほか必要に応じ、当社グループの役職員に対し、業務の報告を求める。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、3名以上の監査役で構成され、その半数以上を社外監査役とする。

(2) 監査役は、「監査役会規則」、「監査役監査基準」に基づき監査役監査を実施する。

(3) 監査役は、必要に応じ、経営者および各部門長等との情報・意見の交換を行う。

(4) 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときには、速やかに適切な報告を行う。

(5) 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(6) 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(7) 監査役会が独立の外部専門家を顧問とすることを求めた場合、当社は監査役会職務の執行に必要なと認められる事案を除きその費用を負担する。

(8) 会計監査については、会計監査人である監査法人により、独立した立場から監査業務が執行されるものとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない方針を堅持する。また、反社会的勢力による不当な要求に対しては、当社グループ全体で毅然とした対応をとるものとする。

以上